

○中央区立男女平等センター条例

平成五年三月三十一日

条例第三号

中央区立男女平等センター条例

(題名改正〔令和五年条例一三号〕)

(趣旨)

第一条 この条例は、中央区立男女平等センター（以下「男女平等センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和五年条例一三号〕)

(設置)

第二条 女性の地位向上と社会参加を促進するとともに、男女平等社会の実現を図るため、中央区（以下「区」という。）に男女平等センターを設置する。

2 男女平等センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称

位置

中央区立男女平等センターブーク21 東京都中央区湊一丁目一番一号

3 第一項に定めるもののほか、男女平等センターの施設の一部を集会施設として利用に供することができる。

(一部改正〔平成九年条例六号・令和五年一三号〕)

(施設)

第三条 男女平等センターには、次の施設を設ける。

- 一 研修室、視聴覚室及びワークルーム
- 二 情報資料コーナー、交流コーナー及び消費者コーナー
- 三 印刷室
- 四 相談室
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める施設

2 前項第一号の施設（以下「研修室等」という。）は、貸切りによる利用とする。

(一部改正〔令和五年条例一三号〕)

(事業)

第三条の二 男女平等センターは、第二条第一項に規定する設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 男女平等に係る情報の収集、発信及び提供に関すること。

- 二 男女平等意識の普及及び啓発並びに男女の相互理解の促進に関すること。
- 三 男女平等に係る相談に関すること。
- 四 女性の社会参画の支援に関すること。
- 五 多様な性を尊重する社会の推進に関すること。
- 六 団体及び個人の交流並びに諸活動の促進及び支援に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(追加〔令和五年条例一三号〕)

(休館日)

第四条 男女平等センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 一月一日から同月四日まで
- 二 十二月二十八日から同月三十一日まで

2 区長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。

(一部改正〔平成一八年条例一〇号・令和五年一三号〕)

(利用時間)

第五条 男女平等センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(一部改正〔令和五年条例一三号〕)

(貸切り利用できるもの)

第六条 研修室等を利用できるものは、第二条第一項に規定する設置目的の範囲内で男女平等センターを利用しようとする団体で、次に掲げるものとする。ただし、同条第三項の規定による利用については、この限りでない。

- 一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者で構成する団体
- 二 区内の事務所又は事業所に勤務する者で構成する団体

2 区長は、前項の規定にかかわらず必要があると認める団体に研修室等を利用させることができる。

(一部改正〔平成九年条例六号・令和五年一三号〕)

(貸切り利用の承認)

第七条 研修室等を利用しようとするものは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第八条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、男女平等センターを利用させてはならない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 営利を目的とすると認められるとき。
- 三 男女平等センターの施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）を毀損するおそれがあるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、男女平等センターの管理上区長が特に必要があると認めるとき。

（一部改正〔令和五年条例一三号〕）

(利用の条件)

第九条 区長は、男女平等センターを利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、管理上必要な条件を付することができる。

- 2 前項の条件は、男女平等センターを利用しようとするときに、付するものとする。ただし、研修室等の利用にあつては、利用を承認するときに、付するものとする。

（一部改正〔令和五年条例一三号〕）

(貸切り利用期日の変更の禁止)

第十条 研修室等の利用の承認を受けたもの（以下「承認利用者」という。）は、その利用期日を変更することができない。

(使用料)

第十一条 男女平等センターの施設の利用については、承認利用者から別表に定める額の範囲内において区規則で定める使用料を、利用を承認する際に徴収する。

（一部改正〔平成九年条例六号・一七年四三号・令和五年一三号〕）

(使用料の減免)

第十一条の二 区長は、公益上特に必要又は特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料の額を減額し、又は免除することができる。

（追加〔平成九年条例六号〕、一部改正〔平成一七年条例四三号〕）

(使用料の不還付)

第十一条の三 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 承認利用者の責任によらない理由で利用できなかったとき。

二 利用承認の取消しの申出があった場合において、区長が相当の理由があると認め、かつ、利用期日までに相当の日数があるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、区長が特別の理由があると認めるとき。

(追加〔平成九年条例六号〕)

(利用権の譲渡等の禁止)

第十二条 承認利用者は、その利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第十三条 利用者は、その利用に際し、施設等に特別な施設をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、男女平等センターの利用を停止させ、又は利用の承認を取り消すことができる。

一 利用目的又は利用条件に違反したとき。

二 この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

三 災害その他の事故により、男女平等センターの利用ができなくなったとき。

四 工事その他の都合により、区長が特に必要があると認めるとき。

(一部改正〔令和五年条例一三号〕)

(原状回復の義務)

第十五条 利用者は、男女平等センターの利用を終了したときは、直ちにその施設及び附帯設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用を停止され、又は利用の承認を取り消されたときも、また同様とする。

(一部改正〔令和五年条例一三号〕)

(損害賠償の義務)

第十六条 利用者は、男女平等センターの利用に際し、その施設等又は備付けの器具類に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔令和五年条例一三号〕)

(委任)

第十七条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

(一部改正〔平成一七年条例二四号〕)

附 則

この条例の施行期日は、区規則で定める。

(平成五年規則第二六号で平成五年四月二八日から施行)

附 則 (平成九年三月三十一日条例第六号)

この条例は、平成九年六月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三十一日条例第一四号)

この条例は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成一七年一二月一日条例第四三号)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区立女性センター条例第十一条の規定は、平成十八年六月一日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお、従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三十一日条例第一〇号)

この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月一七日条例第一三号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表 (第十一条関係)

(追加 [平成九年条例六号]、一部改正 [平成一二年条例一四号])

単位別	午前	午後	夜間	全日
種別	午前九時から正午 まで	午後一時から午後 五時まで	午後六時から午後 九時まで	午前九時から午後 九時まで
研修室	二、二〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	七、一〇〇円
視聴覚室	二、五〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	八、三〇〇円
ワークルーム	九、七〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円

備考 午前及び午後又は午後及び夜間と引き続いて利用する場合の使用料は、それぞれの
使用料の合算額とする。